

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成31年 4 月 5 日

金 曜 日

第 4481 号

目 次

告 示

○都市計画事業の事業計画の変更認可	1
○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧	2
○介護医療院の開設許可	3
○指定介護療養型医療施設の指定の辞退	
○介護老人保健施設の廃止の届出	5

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	6
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出	7

告 示

富山県告示第192号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年 4 月 5 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称
中新川広域行政事務組合
- 2 都市計画事業の種類及び名称
立山舟橋都市計画及び上市都市計画下水道事業
中新川公共下水道
- 3 事業地
(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

昭和63年2月24日から

平成32年3月31日まで

富山県告示第193号

県営土地改進黨業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営東石黒北部地区土地改進黨業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月5日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営東石黒北部地区土地改進黨業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成31年4月8日から

平成31年5月14日まで

3 縦覧の場所

南砺市役所

教示

1 この土地改進黨業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を

知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第194号

介護医療院の開設許可について

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定により公示する。

平成31年4月5日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	16B0400026	
許可年月日	平成31年4月1日	
開 設 者	名称	医療法人社団七徳会
事 業 所	所在地	魚津市友道 789番地
	名称	魚津病院介護医療院

富山県告示第195号

介護医療院の開設許可について

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定により公示する。

平成31年4月5日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	16B0700029
許可年月日	平成31年4月1日

開 設 者	名称	医療法人社団友愛病院会
事 業 所	所在地	黒部市窪野 929番地
	名称	黒部温泉病院介護医療院

富山県告示第196号

介護医療院の開設許可について

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定により公示する。

平成31年4月5日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	16B0500015	
許可年月日	平成31年4月1日	
開 設 者	名称	医療法人社団友愛病院会
事 業 所	所在地	氷見市堀田4番地1
	名称	陽和温泉病院介護医療院

富山県告示第197号

指定介護療養型医療施設の指定の辞退について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設から同法第113条の規定により指定の辞退の届出があったので同法第115条第2号の規定により次のとおり公示する。

平成31年4月5日

富山県知事 石 井 隆 一

介護保険事業所番号	1610410555
-----------	------------

指定辞退年月日		平成31年3月31日
開設者	氏名又は名称	医療法人社団七徳会
	主たる事務所の所在地	魚津市友道 789番地
施設	名称	魚津病院
	所在地	魚津市友道 789番地

富山県告示第198号

指定介護療養型医療施設の指定の辞退について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設から同法第113条の規定により指定の辞退の届出があったので同法第115条第2号の規定により次のとおり公示する。

平成31年4月5日

富山県知事 石 井 隆 一

介護保険事業所番号		1610710319
指定辞退年月日		平成31年3月31日
開設者	氏名又は名称	医療法人社団友愛病院会
	主たる事務所の所在地	富山市婦中町新町2131番地
施設	名称	黒部温泉病院
	所在地	黒部市窪野929番地

富山県告示第199号

介護老人保健施設の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項に規定する介護老人保健施設から同法第99条第2項の規定により廃止の届出があったので同法第104条の2第2

号の規定により次のとおり公示する。

平成31年 4 月 5 日

富山県知事 石 井 隆 一

介護保険事業所番号	1650580002	
廃止年月日	平成31年 3 月31日	
開設者	氏名又は名称	医療法人社団友愛病院会
	主たる事務所の所在地	富山市婦中町新町2131番地
施 設	名称	介護老人保健施設ようわ苑
	所在地	氷見市堀田 4 番地 1

~~~~~  
公 告  
~~~~~

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成31年 4 月 5 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成31年 3 月 6 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人松桜閣保勝会

3 代表者の氏名

川村 昭一

4 主たる事務所の所在地

富山県黒部市若栗1180番地 1

5 定款に記載された目的

この法人は、黒部市文化財である「松桜閣」及び「松桜閣庭園」の維持・管理

並びに保勝に関する事業を行い、地域社会の文化の発展に寄与する事を目的とする。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成31年4月5日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス福岡店 高岡市福岡町下老子751番 ほか3筆

2 店舗を設置する者 株式会社コスモス薬品

3 店舗において小売業を行う者 株式会社コスモス薬品

4 新設の日 平成31年10月1日

5 店舗面積の合計 1,658㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 敷地北東側・南東側 57台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物北東側 20台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南側 60㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内南側 10.119㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時及び午後9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3箇所 敷地東側ほか

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

- 8 届出の日 平成31年3月28日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 10 縦覧期間 平成31年4月5日から平成31年8月5日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2)(1)の事項の公表の可否
- (3)当該店舗の名称及び所在地
- (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成31年4月5日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地
SUPER CENTER PLANT黒部店 黒部市立野168番1 ほか72筆
- 2 店舗を設置する者 有限会社ダイケン
- 3 店舗において小売業を行う者 株式会社PLANT
- 4 新設の日 平成31年11月20日
- 5 店舗面積の合計 7,869㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物東側 295台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物北東側 26台

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北側 544㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物北側 44.30㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前7時及び午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分～午後10時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 4箇所 敷地北側 ほか
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時～午後6時
- 8 届出の日 平成31年3月27日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 10 縦覧期間 平成31年4月5日から平成31年8月5日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

